

東証ロゴマーク 利用の手引き（上場会社¹向け）

株式会社日本取引所グループ
株式会社東京証券取引所

株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京証券取引所（以下「当社」という。）は、上場会社が上場会社向けロゴマークを利用する場合の手続き等について、次のとおり定めます。

1. 利用できるロゴマーク

上場会社向けロゴマークは、別表1に定めるとおりとします。

2. 利用できる範囲

（1）利用許可申請不要で利用可能

上場会社が作成する以下の6項目については、本手引きの内容を遵守いただくことを前提として、事前の申請なしでご利用いただけます。詳細は別表2をご確認ください。

- a 名刺
- b 投資者・株主向け資料
- c 会社案内
- d コーポレートサイト
- e 封筒
- f 過去に当社が利用許可を出した媒体のうち、利用するロゴマークのみを変更する場合

（2）利用許可申請が必要

項番2（1）に記載している6項目以外は事前の申請が必要です。申請方法や申請内容については項番3をご確認ください。

上場会社の子会社等²においてロゴマークを利用する場合、項番2（1）fに該当する場合を除くすべての媒体において、上場会社による利用許可申請が必要です。子会社等利用の場合の注意事項は項番5 5-3（2）をご確認ください。

（3）利用不可

以下の2項目については、いかなる場合であってもロゴマークを利用することができません。

- a 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- b 当社に不利益を及ぼすもの又はそのおそれがあるもの

¹ 上場会社には、REIT・ETF・ETN等の投資法人・資産運用会社・管理会社・発行会社等を含みます。

² 「子会社等」とは、財務諸表等規則で定める子会社および関連会社を言います。

3. 申請方法

東証上場会社ポータルサイト (Target) にログイン後、トップページ右下「各種リンク」にあります「上場会社向けサービス案内」のページ内の「ロゴマーク利用許可申請フォーム」を通じて、上場会社が申請してください。

上場会社以外（上場会社の子会社等や業務を委託している業者など）からの申請は認められません。

申請の際には、下記申請者の情報等のほか、ロゴマークを利用する媒体のサンプルが必要です。

申請内容を当社担当者が審査を行い、問題ないと判断した場合は許可書をメールで発行いたします。

(1) 申請者の情報等

申請者の会社名、所属部署・役職名、氏名、電話番号、メールアドレス、利用するロゴマークの種類、利用目的、利用期間を入力してください。

申請内容を審査し、問題があれば当社担当者から電話やメールなどで内容確認を行うことから、ロゴマークの申請内容を把握している方の情報を入力してください。

(2) サンプル

ロゴマーク利用許可申請フォームからサンプルをアップロードしてください。

一度にアップロードできるファイル数は1ファイルのみ、容量は10メガバイト以下です。サンプルが複数にわたる場合は、1つのファイル (PDF や ZIP など) にまとめてアップロードしてください。

容量が10メガバイトを超える場合には、画像の解像度を下げる、ロゴマーク掲載箇所以外のページを省く等の対処を行っていただき、10メガバイト以内に納まるようにしてください。(対処が難しい場合は、当社までご相談ください。)

サンプルは申請内容の審査ために使用するため、ロゴマークをどの媒体にどのように掲載するのか、子会社等での利用の場合は子会社である旨の記載が確認できるものを提出してください。

(アップロードできるファイルの拡張子)

pdf、ppt、pptx、doc、docx、xls、xlsx、bmp、gif、jpg、png、lzh、zip

(3) 申請フォームが利用できない場合

インターネット環境などの要因で申請フォームが利用できない場合は、電子メールで申請を受け付けます。

メール本文に(1)の内容を記載し、サンプルを添付したうえ、当社上場部まで送信してください。

(4) 申請時の注意点

申請は利用開始日の3営業日前までに行ってください。

当社における審査の過程で、ロゴマークの掲載位置や記載内容に修正を求める場合がありますので、当社からの修正に対応できる段階（特に、印刷物や広告制作を外注する場合は、原稿作成の段階）で申請を行ってください。

許可書発行後にロゴマークの掲載位置や記載内容を修正する場合、軽微な修正であれば再申請は不要です。

4. ロゴマークのデータについて

ロゴマークのデータについても、「上場会社向けサービス案内」からダウンロードすることが可能です。

当社が提供するロゴマークのデータは、Illustrator等の画像処理ソフトで編集することができるIllustrator PDFデータとaiデータの2種類です。


当社が提供するロゴマークのデータを無断で第三者（ロゴマークを利用する子会社及び業務委託業者を除きます）に提供することはできません。

5. ロゴマーク利用上の注意事項

5-1 JPXロゴ

(1) 色指定

ロゴマークは当社指定色（背景色を含む）、または黒一色で利用してください。

	<p>【メインカラー：JPX RED】 CMYK：M100% Y100% K65%/RGB：R255 G0 B0</p> <p>【サブカラー：DEEP RED】 CMYK：M100% Y100%/RGB：R115 G0 B0</p> <p>【サブカラー：LIGHT RED】 CMYK：M75% Y90%/RGB：R255 G102 B0</p> <p>【文字・枠線】 CMYK：K100%/RGB：R0 G0 B0</p>
---	--



(2) 余白

ロゴマークを配置する周辺の情報と混同させることがないように、ロゴマークの周囲に文字や図表を配置する場合は、必ず5ミリメートル以上の余白を設けてください。

ただし、証券コード（項番5 5-3（1））、上場年月日の併記、子会社等の注記（項番5 5-3（2））についてはこの限りではありません。

(3) サイズ

当社が定める最小サイズ以上であれば、媒体に合わせたサイズの変更が可能です。ただし、ロゴマークの縦横比を変更することはできません。

四角ロゴの最小サイズ	丸ロゴの最小サイズ
 縦の辺が 10 ミリメートル	 外円の直径が 10 ミリメートル

市場名称ロゴの最小サイズ		
 横幅が 6 ミリメートル	 横幅が 9 ミリメートル	 横幅が 7.5 ミリメートル

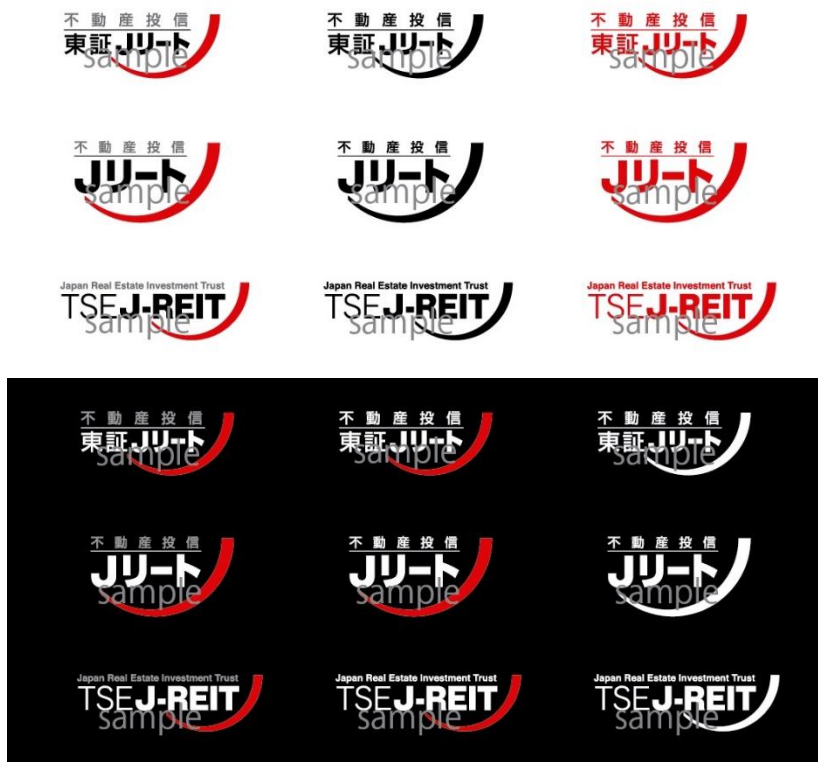
5-2 Jリートロゴ

(1) 色指定

ロゴマークは当社指定色で利用してください。

	【メインカラー：Tosho Red】 印刷インク：PANTONE 485C・2X プロセス印刷分解色：M (100%)+Y(100%)
	【サブカラー：Sub Color Gray】 印刷インク：PANTONE Cool Gray11c プロセス印刷分解色：BL (70%) (ただし、濃い色背景用ロゴデータについては BL (50%))

3色ロゴの展開が原則ですが、媒体や素材の特性により以下のカラー展開を認めます。ここに掲載されている以外のカラー変更や加工を禁止します。



(2) 余白

情報を効果的に伝達し、デザインを損なわないために、以下で指定のクリアスペースを必ず確保してください。



(3) サイズ

媒体に合わせたサイズの変更が可能です。ただし、ロゴマークの縦横比を変更することはできません。

5-3 その他共通事項

(1) 証券コードの記載

証券コードの記載は任意です。記載位置やサイズ・フォントなどに定めはありません。

(2) 子会社等の媒体に利用する場合

子会社等の媒体にロゴマークを利用する場合は、上場会社の正式名称(株式会社は不要)及び当該上場会社の子会社等である旨の記載が必要です。

(記載例)

- ・当社は XYZ 商事（東証プライム上場）の子会社です
- ・XYZ 商事（東証上場、証券コード：0000）子会社
- ・当社は XYZ 商事（東証上場）のグループ会社です

(認められない例)

- ・略称による記載（例：当社は XYZ の子会社です／XYZ グループ など）
- ・当該上場会社の子会社等である旨が明確に表示されていないと当社が判断した場合

上場会社の子会社等である旨の注記は、ロゴマークの周囲に（離れないように）記載してください。

(3) その他禁止事項

上記の他、以下の 12 項目（これらに準じると当社が判断する場合があります。）を禁じます。

(共通の禁止事項)







- a 自社のロゴマークまたは自社名より大きく表示させること
- b 画像や図表上に配置すること
- c 文中に挿入すること
- d シンボルマークのみを利用すること
- e ロゴマークのデザインを模倣すること
- f 他のデザインの一部とすること
- g ロゴマークの編集・加工

- h 申請した利用目的以外でロゴマークを利用すること（申請不要の媒体を除く）
- i 申請した利用期間を超えてロゴマークを利用すること
- j 当社が適切でない判断したロゴマークの利用

（自社商品・サービスのPRのための媒体³にロゴマークを掲載する場合の禁止事項）

- k ロゴマークを自社名から離れた場所に掲載すること
 - 1 商品やサービス等を当社が保証していると誤認させるような位置に配置すること

（ロゴマークの編集・加工の禁止例）

グラデーション効果等を加えること	書体を変更すること
	
回転や反転すること	枠線を変更・削除すること
 	 

6. ロゴマークの利用停止

当社が開設する市場への上場を廃止する場合、上場廃止日以降はロゴマークを利用することはできません。

また、当社は、本手引き記載内容に反する利用が認められた場合は、掲載内容を修正するよう指示することができ、当社からの指示に従わない場合には、ロゴマークの利用の差止めを求める場合があります。

以上

（2014年6月18日 施行）

（2016年2月10日 改訂）

（2022年4月 4日 改訂）












【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所 上場部

メール：jojosvc@jpx.co.jp

³「自社商品・サービスのPRのための媒体」とは、自社商品・サービスに関する広告やパンフレット、ウェブサイトのほか、これらに準ずる媒体をいいます。

【別表1】 上場会社向けロゴマークについて

上場市場	使用できるロゴマークの種類		
共通			
プライム			
スタンダード			
グロース			
TOKYO PRO Market			
不動産投資 信託証券市場 (Jリート)			

【別表2】 利用許可申請不要の媒体について

	項目	具体例	注意事項など
a	名刺	-	-
b	投資者・株主向け資料	<ul style="list-style-type: none"> ・適時開示資料 ・投資者・株主向け説明会用の資料 ・株主通信・年次報告書 ・その他 IR・SR のために作成する資料や投資者・株主向けに配布するノベルティグッズ等 	配布対象が「投資者・株主」に限定されていても、自社商品・サービスのPRを目的としている媒体にロゴマークを掲載する場合は申請が必要です。
c	会社案内	<ul style="list-style-type: none"> ・会社案内の表紙 ・会社案内の裏表紙 ・会社概要記載ページ 	左記3か所以外にロゴマークを掲載する場合は申請が必要です。自社商品・サービスのPRを目的としているパンフレット等は、会社案内には含まれません。
d	コーポレートサイト	-	SNS 等に開設する自社ページにロゴマークを利用する場合は申請が必要です。自社商品・サービスのPRを目的としたウェブサイトはコーポレートサイトには含まれません。
e	封筒	-	封筒に自社製品・サービスの案内を掲載している場合は、広告扱いとなりますので申請が必要です。また、葉書（ダイレクトメールや年賀状・暑中見舞いといった拶状等）にロゴマークを利用する場合も申請が必要です。
f	過去に当社が利用許可を出した媒体のうち、利用するロゴマークのみを差し替える場合	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・別パターンのロゴマークに差し替え ・上場市場の変更等に伴う差し替え ・当社ロゴマークの変更に伴う差し替え ・当社が指定する上場会社向けロゴマークの変更に伴う差し替え 	デザインや内容の変更を伴う場合は申請が必要ですが、以下の場合は軽微な変更となるため、申請は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・上場市場を表記している場合で、上場市場の記載を変更する場合 ・ロゴマークの形状によるロゴマーク掲載位置のずれ